

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月5日
【中間会計期間】	第36期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社イーグランド
【英訳名】	e'grand Co.,Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 林田 光司
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田美土代町1番地
【電話番号】	03 - 3518 - 9779
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門担当 白惣 考史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田美土代町1番地
【電話番号】	03 - 3518 - 9779
【事務連絡者氏名】	取締役 管理部門担当 白惣 考史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第35期 中間会計期間	第36期 中間会計期間	第35期
会計期間	自2023年4月1日 至2023年9月30日	自2024年4月1日 至2024年9月30日	自2023年4月1日 至2024年3月31日
売上高 (千円)	13,194,342	13,650,727	27,321,952
経常利益 (千円)	941,364	553,656	1,845,273
中間(当期)純利益 (千円)	649,688	381,525	1,264,536
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	836,528	836,528	836,528
発行済株式総数 (株)	6,379,100	6,379,100	6,379,100
純資産額 (千円)	10,711,233	11,245,022	11,082,905
総資産額 (千円)	29,723,400	27,891,243	26,851,484
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (円)	106.89	62.71	208.07
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	105.47	61.89	205.32
1株当たり配当額 (円)	40.00	41.00	80.00
自己資本比率 (%)	35.9	40.2	41.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	306,734	549,372	4,549,255
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,125,502	131,456	1,246,601
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,736,025	690,105	1,497,000
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	5,258,581	6,156,255	6,146,978

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益は、重要性の乏しい非連結子会社のみのため記載していません。

## 2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当中間会計期間における我が国経済は、雇用や所得環境の改善に伴う個人消費の持ち直しやインバウンド需要の増加により、景気は緩やかに回復基調となりました。その一方で、不安定な為替変動や原材料価格の高騰による物価上昇等、依然として景気の先行き不透明な状況が続いております。

当社が属する中古住宅流通市場におきましては、公益財団法人東日本不動産流通機構（東日本レインズ）によると、首都圏中古マンションの成約件数は、2024年9月度に3,047件（前年同月比4.5%減）となり、3ヶ月連続で前年同月を下回りました。成約価格は4,861万円（同5.3%増）と依然として上昇傾向にありますが、首都圏エリア別で見ると、価格が上昇し続ける東京都区部とそれ以外のエリアとで二極化しつつあります。

このような市場環境の下、当社の仕入活動につきましては、市場動向を見極めながら慎重に仕入を行った結果、当中間会計期間における居住用物件の仕入件数は401件（前年同中間期比14.5%減）となりました。

販売活動につきましては、長期保有物件を中心に販促を強化したことにより、居住用物件の販売件数は402件（前年同中間期比3.1%増）、平均販売価格は25,279千円（同3.7%減）となりました。また、収益用物件の販売につきましては、計6棟の一棟マンションを売却いたしました。

利益面につきましては、長期保有物件の販促に伴う販売価格の見直しの影響はありましたが、利益額の高い収益用物件の販売が寄与したことにより、当中間会計期間における売上総利益率は14.5%となりました。

以上の結果、当中間会計期間における売上高は13,650百万円（前年同中間期比3.5%増）、営業利益は667百万円（同36.1%減）、経常利益は553百万円（同41.2%減）、中間純利益は381百万円（同41.3%減）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### <中古住宅再生事業>

中古住宅再生事業におきましては、物件販売による売上は、居住用物件が10,162百万円（前年同中間期比0.6%減）、収益用物件が3,236百万円（同20.5%増）、計13,398百万円となりました。また、収益用物件の保有期間中の賃貸収入は193百万円（同27.0%増）となりました。その結果、当中間会計期間における中古住宅再生事業の売上高は13,616百万円（前年同中間期比4.0%増）となりました。

#### <その他不動産事業>

その他不動産事業におきましては、賃貸用不動産の賃貸収入等によって、当中間会計期間における売上高は34百万円（前年同中間期比66.3%減）となりました。

#### (2)財政状態の分析

##### 流動資産

当中間会計期間末における流動資産は、26,444百万円となり、前事業年度末の25,412百万円から1,032百万円の増加となりました。これは主に、現金及び預金が67百万円、販売用不動産が901百万円増加した一方で、仕掛販売用不動産が343百万円減少したことによります。

##### 固定資産

当中間会計期間末における固定資産は、1,447百万円となり、前事業年度末の1,439百万円から7百万円の増加となりました。これは主に、有形固定資産が10百万円増加したことによります。

#### 流動負債

当中間会計期間末における流動負債は、9,246百万円となり、前事業年度末の8,475百万円から770百万円の増加となりました。これは主に、短期借入金が828百万円増加した一方で、1年内返済予定の長期借入金8百万円、未払法人税等が21百万円減少したことによります。

#### 固定負債

当中間会計期間末における固定負債は、7,399百万円となり、前事業年度末の7,292百万円から107百万円の増加となりました。これは主に、長期借入金113百万円増加したことによります。

#### 純資産

当中間会計期間末における純資産は、11,245百万円となり、前事業年度末の11,082百万円から162百万円の増加となりました。これは、利益剰余金が138百万円増加したことによります。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べて9百万円増加して、6,156百万円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動の結果使用した資金は549百万円（前年同中間期は306百万円の獲得）となりました。これは主に、税引前中間純利益が553百万円であった一方で、棚卸資産が557百万円増加し、法人税等を196百万円支払ったことによります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動の結果使用した資金は131百万円（前年同中間期は1,125百万円の使用）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が168百万円あった一方で、定期預金の預入により226百万円、有形固定資産の取得により23百万円を支出したことによります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動の結果獲得した資金は690百万円（前年同中間期は1,736百万円の獲得）となりました。これは主に、新規の短期借入5,897百万円を実行した一方、短期借入金5,069百万円を返済し、配当金を243百万円支払ったことによります。

### (4) 経営方針・経営戦略等

当中間会計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

### (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	16,000,000
計	16,000,000

###### 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,379,100	6,379,100	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	6,379,100	6,379,100	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2024年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	6,379,100	-	836,528	-	811,528

(5)【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
江口 久	東京都千代田区	1,482,600	24.33
株式会社ヴェルディッシモ	東京都千代田区西神田2-2-7	616,000	10.10
江口 恵津子	東京都杉並区	190,000	3.11
江口 直宏	東京都杉並区	190,000	3.11
千田 美穂	東京都千代田区	190,000	3.11
萩原 香菜	大阪市西区	190,000	3.11
株式会社ジューテック	東京都港区新橋6-3-4	160,000	2.62
藤井 智子	大阪府和泉市	115,000	1.88
佐々木 洋	東京都目黒区	109,000	1.78
林田 光司	東京都渋谷区	101,600	1.66
計	-	3,344,200	54.88

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2. 上記のほか、自己株式が285,660株あります。

( 6 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 285,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,073,700	60,737	-
単元未満株式	普通株式 19,800	-	-
発行済株式総数	6,379,100	-	-
総株主の議決権	-	60,737	-

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社イーグランド	東京都千代田区美土代町1番地	285,600	-	285,600	4.47
計	-	285,600	-	285,600	4.47

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて記載しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第3編の規定により第1種中間財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

### 3．中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

## 1【中間財務諸表】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6,870,133	6,937,411
販売用不動産	12,882,601	13,784,373
仕掛販売用不動産	5,328,548	4,984,733
貯蔵品	3,137	2,732
その他	327,975	735,227
貸倒引当金	308	344
流動資産合計	25,412,088	26,444,133
固定資産		
有形固定資産		
その他(純額)	1,037,987	1,048,393
有形固定資産合計	1,037,987	1,048,393
無形固定資産		
投資その他の資産	213	155
その他	401,553	399,225
貸倒引当金	358	664
投資その他の資産合計	401,195	398,560
固定資産合計	1,439,396	1,447,109
資産合計	26,851,484	27,891,243
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	417,360	438,679
短期借入金	6,564,030	7,392,228
1年内返済予定の長期借入金	893,160	884,203
未払法人税等	208,271	186,862
賞与引当金	-	97,258
完成工事補償引当金	14,140	14,396
その他	378,977	232,745
流動負債合計	8,475,940	9,246,372
固定負債		
長期借入金	7,175,207	7,289,160
役員退職慰労引当金	57,749	57,749
その他	59,682	52,939
固定負債合計	7,292,638	7,399,848
負債合計	15,768,578	16,646,221

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	836,528	836,528
資本剰余金	832,990	835,891
利益剰余金	9,788,660	9,927,055
自己株式	413,087	392,265
株主資本合計	11,045,092	11,207,209
新株予約権	37,812	37,812
純資産合計	11,082,905	11,245,022
負債純資産合計	26,851,484	27,891,243

## ( 2 ) 【中間損益計算書】

( 単位 : 千円 )

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
売上高	13,194,342	13,650,727
売上原価	10,918,401	11,668,383
売上総利益	2,275,940	1,982,343
販売費及び一般管理費	1,230,811	1,314,347
営業利益	1,045,129	667,996
営業外収益		
受取利息	270	606
受取配当金	761	761
契約収入	2,500	3,290
受取保険金	13,620	-
助成金収入	755	400
その他	309	278
営業外収益合計	18,217	5,336
営業外費用		
支払利息	100,719	102,650
支払手数料	21,262	17,025
その他	-	0
営業外費用合計	121,982	119,676
経常利益	941,364	553,656
税引前中間純利益	941,364	553,656
法人税、住民税及び事業税	290,842	169,704
法人税等調整額	833	2,426
法人税等合計	291,676	172,131
中間純利益	649,688	381,525

## (3)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前中間純利益	941,364	553,656
減価償却費	22,278	13,485
貸倒引当金の増減額(は減少)	7	342
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	921	255
賞与引当金の増減額(は減少)	89,995	97,258
受取利息及び受取配当金	1,031	1,368
支払利息	100,719	102,650
棚卸資産の増減額(は増加)	179,121	557,552
競売保証金の増減額(は増加)	107,549	144,236
未払又は未収消費税等の増減額	23,438	137,173
仕入債務の増減額(は減少)	5,175	21,318
その他	131,449	183,486
小計	752,541	234,850
利息及び配当金の受取額	1,031	1,368
利息の支払額	103,031	119,222
法人税等の支払額	343,806	196,668
営業活動によるキャッシュ・フロー	306,734	549,372
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	440,002	226,002
定期預金の払戻による収入	168,001	168,001
有形固定資産の取得による支出	853,616	23,756
出資金の回収による収入	-	30
関係会社貸付金の回収による収入	-	50,000
関係会社貸付けによる支出	-	100,000
その他	115	271
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,125,502	131,456
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	6,553,520	5,897,738
短期借入金の返済による支出	5,035,200	5,069,540
長期借入れによる収入	1,410,000	2,180,000
長期借入金の返済による支出	942,483	2,075,004
自己株式の増減額(は増加)	40	50
配当金の支払額	249,771	243,038
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,736,025	690,105
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	917,256	9,276
現金及び現金同等物の期首残高	4,341,324	6,146,978
現金及び現金同等物の中間期末残高	5,258,581	6,156,255

【注記事項】

(中間損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
仲介手数料	336,873千円	327,686千円
給与手当	226,058	265,082
賞与引当金繰入額	76,808	79,912
貸倒引当金繰入額	-	342

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	5,982,332千円	6,937,411千円
預入期間が3か月を超える定期預金	723,750	781,155
現金及び現金同等物	5,258,581	6,156,255

(株主資本等関係)

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	243,133	40	2023年3月31日	2023年6月28日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2023年10月31日 取締役会	普通株式	243,132	40	2023年9月30日	2023年11月30日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	243,131	40	2024年3月31日	2024年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年10月31日 取締役会	普通株式	249,831	41	2024年9月30日	2024年11月29日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当社は不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は不動産事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	中古住宅再生事業			その他 不動産事業 (注)	合計
	居住用物件	収益用物件	計		
一時点で移転される財 一定の期間にわたり移転 される財	10,228,336 -	2,686,122 -	12,914,458 -	46 -	12,914,504 -
顧客との契約から生じる 収益	10,228,336	2,686,122	12,914,458	46	12,914,504
その他の収益	21,498	157,162	178,661	101,176	279,837
外部顧客への売上高	10,249,834	2,843,284	13,093,119	101,222	13,194,342

(注) その他不動産事業としては、不動産賃貸等の不動産関連事業を行っております。

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	中古住宅再生事業			その他 不動産事業 (注)	合計
	居住用物件	収益用物件	計		
一時点で移転される財 一定の期間にわたり移転 される財	10,162,332 -	3,236,026 -	13,398,358 -	584 -	13,398,942 -
顧客との契約から生じる 収益	10,162,332	3,236,026	13,398,358	584	13,398,942
その他の収益	21,259	196,970	218,230	33,553	251,784
外部顧客への売上高	10,183,591	3,432,996	13,616,588	34,138	13,650,727

(注) その他不動産事業としては、不動産賃貸等の不動産関連事業を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	106円89銭	62円71銭
(算定上の基礎)		
中間純利益金額(千円)	649,688	381,525
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益金額(千円)	649,688	381,525
普通株式の期中平均株式数(株)	6,078,329	6,083,582
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	105円47銭	61円89銭
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	81,446	81,446
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

2024年10月31日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ( 1 ) 配当金の総額            | 249,831千円   |
| ( 2 ) 1株当たりの金額          | 41円00銭      |
| ( 3 ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 2024年11月29日 |

(注) 2024年9月30日現在の株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月5日

株式会社イーグランド  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 原賀 恒一郎

指定有限責任社員  
業務執行社員  
公認会計士 林 美岐

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグランドの2024年4月1日から2025年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグランドの2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。